

宇陀市監査委員告示第2号

平成28年度第2回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月9日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 八木 勝 光

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成28年4月1日から9月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 水道局 総務課、施設課及び下水道課
- (2) 保養センター美榛苑

3 監査の期間及び対象

実施年月日	監査実施部署
平成28年12月6日（火）	保養センター美榛苑
平成28年12月7日（水）	水道局総務課、施設課及び下水道課

4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) その他の事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れ等が見受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において公金外現金の取扱状況についても監査を実施した。公金外現金の取扱いについては、宇陀市公金外現金取扱要綱（平成27年宇陀市訓令第3号）に基づいて、取り扱いに関する手続等を定められているものの、一部において、この手続

を順守されていない事例が見受けられた。公金外現金について、公金同様、取り扱いについて徹底されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 収入に関する事務

ア 水道及び下水道料金の債権管理について（水道局総務課及び下水道課）

水道及び下水道料金の滞納状況について確認したところ、最も古い債権では平成10年以前の債権も見受けられた。

債権管理を適切に行っていくため、他の部署との連携も含めた統一したルール整備が必要と考える。

検討されたい。

(2) 契約に関する事務

ア 契約締結の事務執行について（下水道課）

帳票書類を確認したところ、予算執行が認められている4月1日以前に契約締結の事務が行われていた。

法令を順守されたい。

イ 契約書の保存について（水道局総務課及び施設課）

支出負担行為伺書を確認したところ、契約書が支出負担行為伺書と異なるファイル等で保存され、担当者によって保存状況が異なっているように見受けられた。

契約書の保存及び管理方法については、一考を要すると考える。検討されたい。

ウ 随意契約理由の明示について（水道局総務課、施設課及び下水道課）

随意契約にて契約を行う際、随意契約を妥当とする理由の記載が明示されていない契約が一部に見受けられた。

今後、契約の際は、随意契約となった理由を明記されたい。